

雜纂

觀音寺文書について

— 江州行代官と湖水舟奉行 —

文學博士 三浦周行

滋賀縣栗太郡蘆浦(今常盤村の字となる)なる大慈山觀音寺は今は無住なれども、寺傳に據れば、聖德太子の本願に依り、秦河勝の開基せる古刹なりといふ。然るに現に同寺に傳ふる古文書・記録は概ね室町時代以後のものにして、就中江戸時代のもの最も多く、天正・文祿・慶長年間のものこれに次ぐ。此時代の住持(賢珍—詮舜)は織田信長れば、天正十七年二月一日寂(詮舜)は織田信長豊臣秀吉の信任を受けて軍務に關係し、殊に寺院として珍らしき江州代官兼湖水舟奉行なる特殊の

任務を執りつゝありしなり。次下これにつきて少しく考究するところあらん。

二

豊臣秀吉の時に當り、近江には到る處に其直轄地ありて、代官所を置き、代官を以てこれを管理せしめたり。而して觀音寺は當時豊臣氏の江州代官の一人にてありしなり。天正十五年九月廿八日の御藏入目録(秀吉朱印)に據れば、觀音寺の管理せるは、高嶋郡に於て大溝以下に貳千七百四拾貳石壹斗、東万木トキキ・西万木・三重生に五千五拾四石參斗四升、若狹庄今津兩濱以下に參千六百四拾四石貳斗五升、新保中庄に千七百五拾五石壹斗六升、總計壹萬參千九拾五石八斗五升あり、同十九年五月十七日の愛智郡内御藏入目録(秀吉朱印)には山さ紀町以下に壹萬八百四拾六石七斗五升、其他の小物成(山手・よし米・油)を合して總計壹萬八百七十八石三斗五升あり、文祿二年十月廿三日の御

藏入目録(秀吉朱印)には江州蒲生郡豊浦(上村下村)・中屋村同愛智郡勝堂村(前の同郡目録に見えず)に總計參千五石九斗三升あり、又同四年八月八日志賀郡御藏入目録(秀吉朱印)には同郡志賀穴生村上坂本以下に於て八千九石五斗あるを見る。近江は秀吉の最も有力なる財源地の一たり、而して觀音寺は實に是等直轄地の代官として年貢(物成)を徴收し、秀吉の命ある時は米穀若しくはこれを賣却したる金銀貨を京・伏見・大坂其他の地方(朝鮮役の當時に於ける名護屋の如き)に送り、後者に對しては秀吉は朱印の小日記にてこれを請取り、總決算に際して、其五奉行より算用狀を興ふるを例とせり。文祿四年八月八日の志賀郡御藏入帳の表紙には御代官觀音寺と題せるものあり。

(小日記)は秀吉が内大臣たり關白たり(天正十三年七月十一日、秀吉内大臣より關白となる)前關白たりし時代のものなれば、皆朱印を押捺して手署に代へたりと雖ども、天正十三年七月朔日・同八月八日・同閏八月廿二日・同十月十日のものには、宛名の部分に筆の運びも覺束なき秀吉の自筆を以て「けんちん」と書し、又同十六年十二月廿八日の朱印には同じく「くわんおん寺」と書せるを見る。而して長東・増田・石田・德善院若しくは長東・増田・德善院等の五奉行中の連署せる算用狀の中には、例せば慶長二年十二月二十九日のそれの如きの本文の末尾に於て「但慶長元年免もくろく上様未被成御覽候間懸御目相違候義候者追而可申入候」と明記せるもありて、其一々秀吉の檢閲を経べきものたりしを知るべく、(駒井日記文祿二年十二月十二日の條に、尾州御給人帳檢地帳御藏入何れも帳面仕立太閤様爲可懸御目民部法印淺野彈正

に爲持被遣候と見ゆるも、旁證に備ふべし) 文祿二年十二月、秀吉が粟太郡代官爲心齋の下代道徳なるものゝ、同郡澁川村の免割について、村民と共謀して七十石を私せるを怒り、これを草津に磔殺せし事杯を思浮べて、其如何に理財上の用意の周到嚴密なりしやを窺ふべし。

是等の關係文書は何れも斷片的のものながら、一として豊臣氏の財政状態を語るの資料にあらざるはなく、其中文祿四年十二月十五日の算用狀には、

一三石 御朱印
伏見御本丸にて御能文四五月に御座候時
りのこの米(同年五月廿一日關白秀次の能
樂を行ひし時の事なるべし)

と見え、又慶長二年十二月廿九日の算用狀には

一三拾三石七斗貳升四合

秀賴様御島の餅(御慶長二年六月十七日
二月廿九日までの分封主菜へ相渡請取在之
御朱印)

一七石五斗

伏見山御城西の丸にて御能の時さりのこの
入用但五月廿一日同廿七日廿八日兩三ヶ日

等の記事あり。其他各種の見地よりして多くの有益なる資料を提供す。今其二三を擧げんか。

(一)當時に於ける物價の一斑を徴すべし。例せば、

金子一枚 米三十石(京升、下同じ)

(天正十三、七、朔、秀吉朱印)

同 同三十二石

(同 八、八、同)

同 同三十六石

(同 八、廿二、同)

同 同 同 十、十六、同)

豆六十一石

(慶長二、十二、廿九算用狀)

の如し。これ當時の穀價を知ると共に、又金銀相場の高低をもトすべきものなり。

(二)伏見城の建物の廣狹及び其建築費(作事入用)の一部を窺ふべし。伏見城は、秀吉が大坂城を

秀頼に與へて自らこゝに居らんが爲め、文祿三年從來建造しつゝありしものに向つて更に大規模の修築を施し、或は宇治川の堤防を築き、或は諸國の櫻樹を移植したりしが、秀吉は同四年二月、大坂城より移つてこゝに居れり。蘆浦觀音寺由緒書には文祿三年伏見御城秀吉公御命に而營事相勤候いひて伏見城修築の奉行たりしと見ゆ。(卯月九日觀音寺に宛てたる秀吉朱印に、家をこほち候奉行を可申付候、其方事念者候之間如此候云々といへるものあり)文祿四年十二月十五日の蒲生郡栗太郡内外堅田の御藏入算用狀(長束・増田・德善院連署)に、

一百五拾七石貳斗五升

伏見二之丸御ゆきの四間四方御作事入用
京升百廿八石九斗五升分

とあるを始めとして、伏見城に於ける種々の建築物と其廣狹及び經費とを載せたり。何れも是等の文書を得て始めて知らるべき新發見の貴重なる史

料とす。今其建築物のみを摘録せんに、

二丸湯殿 四間四方

同南の方廊下 三間に一間

池水屋 二間四方

雪隠 四間半に一間

免長老方丈 十一間に十四間半

同玄關 二間に二間

同方丈と庫裡との間の仕切塀四間

別に文祿三年十一月朔日秀吉朱印に免長老

方丈檜材目録あり、

向島臺所 四間に十一間

番屋 一間に六間

池水屋 二間四間(方丈)

雪隠 一間に一間半

雪隠 一間半に二間半

同塀 四間

拔樋長さ十一間幅四尺四方・戸前二ヶ處

同 長さ三間幅四尺四方 戸前一ヶ處

下の雪隠 一間に一間半

慶長元年秀吉、諸大名に課して伏見城南向島に

其他北の丸形々破損の箇處をも修繕せり。

支城を築きしが、其竣功に先ちて、同年閏七月の大地震の爲め甚しく破壊せられしかば、秀吉は更に木幡山を下して工を起し、同時に伏見城を營繕せり。慶長二年十二月廿九日の算用狀は此地震後の伏見城の工事を見るべきものなり。依つて又其建造物を左抄出すべし。

伏見山城本丸局 七間に二十一間半

別に下の城の假の局を山へ伏見山城なるべしへ引ける事も見ゆ。

同局北の廊下 一間に二間

舟入物藏 四間に十二間

同局南の廊下 一間半に拾間

舟入廊門 江州より引く

同雪隠 一間半に二間半、及び塀十間

秀頼應匠長太夫間 三間半に七間半

東の丸小臺所 六間四方 立直し

其他單に名稱を擧げしものには、伏見東ノ丸番所

同書院 五間半に七間半 立直し

松丸風呂・湯殿・肴部屋等あり。伏見城の舟入に就

同書院南の廊下 一間半に二間

ては慶長二年十二月廿九日の算用狀に、

北の丸假の座所 二間に四間

一貳拾五石 ふしみ御舟入所々にまかせられ

湯殿雪隠 二間半に一間半

候白すな千石大津を相届車

力、但車數貳百五拾兩分、但る事を知るべし。

壹兩に付て一斗づゝ、すなは

車壹兩に四石つみ申候

とも見ゆ。是等城地の名稱には今日の遺蹟に傳へざるものあり、高山公實録にも當時、水の手の丸なるものゝありしこと見ゆたり。思ふに今の名護屋丸は東丸にして、松の丸は北丸ならんか。

(三)京升と近江升との比量の知らるゝ事なり。

本文書に據れば、年貢の收納を近江升にてなし、京升に換算して奉行に引渡すなり。駒井日記文祿三年正月廿二日の條に、江州御藏米三千石近江升に而至於大津、木村常陸江被遣、御代官衆江可割符とある記事亦これを證すべし。而して近江升と京升との割合如何といふに、慶長二年十二月廿二日、及び四年十二月十六日の算用狀に、近江升の石高を京升に換算して其石高を擧げたり。これに據れば京升の一合は近江升の八勺三才強に相當す

る事を知るべし。

三

秀吉の時は湖上の舟運の利用せられし事亦前代の比にあらざりしが、秀吉は又觀音寺を湖水舟奉行として湖上一面の船舶を掌らしめたり。南部氏所藏文書に據るに、觀音寺の外、石川久五郎・早川主馬頭の二人を以てこれに任じ、三奉行と稱し居たり。然るに現存の文書文祿元年以外のものは前後皆觀音寺に宛て、石川・早川兩氏の名見ぬざるが如くなるは、或は此三奉行は一時的の制なりしやも知るべからず。彼等は船舶と共に船頭・加子(水主)をも其管下に屬せしめられたり。正月廿日長束正家は當國諸浦の船頭(三奉行の折紙に「ふなこ」と記す)の點檢せられて長濱に於ける船頭二十人を奉行に附け置かるゝと聞き、其中吉川三左衛門は年來彼れの最も眷顧するところにして、御鑿米保管の公用をも命せるものなれば、特に其船

頭一人を免除せられんとを三奉行に申出でしに、三奉行は同月廿三日附の折紙を以てこれを免除せり。當時別に觀音寺の吉川三左衛門に宛てたる同月廿八日の書狀あり、文中「就其ひらた舟之儀も少用捨候て遣候」と見ゆ。觀音寺以下の船奉行が湖上の船舶船主水夫を進退しつゝありし狀況を窺ふべし。(南部氏文書)今觀音寺に慶長六年六月の調査に係る「江州諸浦ひらた船之帳」(御前の跡書)ありて、それには船舶の數總計千五百四十六艘を算せり。

文祿三年十月廿三日の算用狀に、朝妻・海津・三屋・舟木より大津迄、材木を積みし船(多きは千八百四十八艘)及び加子の數・加子の飯米(一人に付一舛五合宛のものど一升二合宛のものどあり)大津より京迄の駄賃(石別五升、大津より伏見亦同じ)、等を載せたるものあり。是等の材木は當時工事中にありし伏見城を始め京・大城の造營

に使用せられしものなるべし。尙ほ慶長二年正月十一日、長東・増田・石田・徳善院の四奉行より本丸大御臺所の御藏の塀の下地として小竹百五十束を坂本に渡さん事を觀音寺及び大野木氏に命じ、同年七月十九日長東・増田の兩奉行より松丸井戸より御臺所水棚迄の樋の用として九寸の竹廿三本を同所に於て渡さん事を觀音寺に命じ、又八月四日同人より松丸局蓮臺の用として七寸の竹五本を小堀新介に渡さん事を同寺に命じ、八月六日にも同人より同松丸宛の用として九寸の竹廿一本を一柳太郎右衛門等へ引渡さんことを命せるものあり當時大津には役所あり倉庫ありて、所謂江州藏入代官所の藏米は各地よりして一旦こゝに收納せられたり。故に觀音寺の船改役所も江戸時代の如く此地にありたるべし。寺が代官として管理するところは近江の數郡に止まるも、船奉行としては國內各地よりする物資の運輸を總轄せり。駒井日記

文祿二年十月十三日の條に、一千石熊谷大膳が大津に被届、觀音寺江益庵拙者(駒井重勝)指紙を遣とあるはこれに關するものと知らる。此他觀音寺文書にも、七日關白秀次の朱印に、江州北郡の藏米千石を大津に取寄すべきを以て、舟に積みて熊谷大膳方に引渡すべしと命せるものあり。秀吉の屢々大津に赴きしは亦これが視察の用務を帯びたるにてもあるべし。

次に朝鮮役の史料として見るべきは、南部氏文書に天正二十年(文祿元年)正月觀音寺以下三奉行の書狀斷簡あり、これに據れば、長濱村家數高百十間の中十八人は、所謂唐入御用の爲めに出役すべきも、其中二人の平田舟の加子を除きて十六人だけ出役を命せられ、彼等はこれと同時に其妻子に二人扶持を給せられ、當人も二人扶持及び配當を上十石、中に八石、下に六石を給せらるべきこと見わたり。大津村加子二百人の中三十五人の

徴發せられしも亦これと同時にす。是歲正月廿日長束・増田の兩奉行の連署狀に據るに、近江諸浦の加子上・中・下の三級を定めて其五分の一を召集せられしなり。同年二月六日、秀吉が觀音寺に命じて坂田郡米一萬二千石、甲賀郡米及び神崎郡米各一萬石を大津に運漕せしめたるは、亦軍資に充つべきものならん。文祿四年十二月十五日の藏入目録の支出(拂)の部に、

一、拾五石七斗三舛

御朱印
江州浦加子百廿九人高麗被遣廿
日分飯米、京升拾貳石九斗、一
日一人に五合宛

と見わ、當時近江一國にて召集せられし加子の總員百廿九人に達せしなり。

慶長三年六月十八日詮舜の住持たりし日、秀吉は、湖上往還之船定條々(船手御手印)を定めてこれを下せり。これに據れば、湖上の運輸を扱ふ船舶は運賃として、五十石舟一艘(船には大小あれども皆此割合に准ず)一艘より湖北朝妻・海津よ

り大津に至る迄十八里間は銀子十六匁五分宛を徵する事を許されたる代りに、(一)公用として年に銀子七百枚宛を納め、(二)奉行の切手を以て藏米材木其他の運輸を命せられし場合には、一定の順序(これを番折といふ。艫折順番なり)に基き、其徵發に應ずべく、(これを公事船といふ即役船なり)又(三)毎日鯉五尾づゝを納むる事を命せられたり。是より先き、天正十五年、大津の船主十人は秀吉の命を受けて船百艘(所謂百艘船なり)を備へて大津浦よりする旅客・貨物積受の特許を得たれば、本令の拘束は受けざりしなるべし。而して觀音寺は織田氏以來國役の負擔を免除せられ來りしと見え、極月廿七日觀音寺の松平右衛門佐・伊丹播磨守に宛てし書狀に、先年信長以來御當代節々(切々)御國役御座候へ共今迄役儀仕候事無御座候と見ゆ。

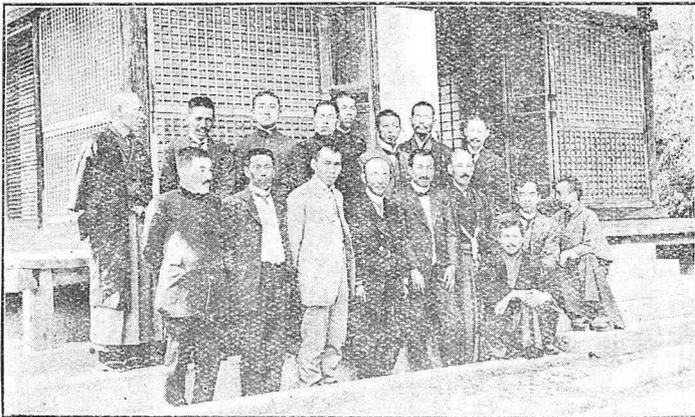
四

慶長五年關ヶ原役後觀音寺は家康に仕へて故の如く諸浦舟奉行に任じ、近江・大和の中、四萬石餘(由緒書)の代官たらしめられ、從つて勘定・寺社兩奉行の支配に屬せり。其船改極印所は大津觀音寺町にありて寺侍たる船改役専ら其事務を管掌せり。龜甲の内判を極印となし、其船には秀吉より賜れりといふ山之法印觀音寺の文字ある船印幟を立つ。貞享二年朝舜の代に至りて觀音寺は舟奉行を罷められ(江州湖水船奉行次第)又代官をも免せられたり。觀音寺は此くの如き俗務に當りしだけ、亦他に比類なき特殊の寺院制を有し、文政七年正月上申の由緒書に據れば、當寺は天台宗なるも、無本寺・無末寺にして、代々法弟相續とし京都の公卿清水谷家の子弟其附弟となり日光輪王寺門主に就て得度し、院室を預り、正院家となる。三十歳にして權僧正となり、四十歳にして正に轉じ、五十歳にして大僧正の極官に昇る。毎年正月參内し

て天顔を拜し、又幕府に詣つて將軍に謁せり。

五

然らば觀音寺の江州代官及び湖水舟奉行たりしは何時に始まれるや。これについては寺記を始め他の記録にも一として定説あるを見ず。江州湖水船奉行次第には天文十四年より天正二年迄早崎平藏船奉行として大津平藏町に居りしを、信長の時、これを罷めて觀音寺慶順に代へたりといひ、國華萬葉集觀音寺の條には、天文十四年湖水總司及び代官を寺務とせりといひ、前書の記事と相符せず。然るに



(物造建護保別特) 堂本寺音觀

其確證なきは皆一なり。是に於て余は觀音寺の開基に遡りて講究せざるべからず。

近江は古代文化の早く光被せるところにして、此方面の如きも其地湖水に沿うて早く開明に赴きたりしが如く、安開天皇の時既に葦浦屯倉を置かれしことあり。當國の寺院は平安朝以來多く延暦寺の併合する所となれりとはいへ、奈良朝時代は、南都諸大寺の末寺少からずして、其寺領も各地に散在せり。觀音寺の如きも、享徳二年九月廿六日の室町將軍家御教書(細川勝元奉書)には普勸寺の末寺と註さる。其いつしか本寺を離れし

後も、宗旨は天台宗なりしが、大安寺三綱記に、觀音寺、在栗太郡蘆浦、僧房二十八宇、公文一人、聖德太子御本願、秦川勝開基、中興白鳳二年法隆寺沙門覺盛法師天平三年再建、爲三論學派云々と見ゆるに據れば開基は頗る古く、後平城七大寺の一なる大安寺の末寺となりて三論宗に歸したりしなり。野洲郡守山の野洲寺即ち守山寺の如きも、今は天台宗なるが、もと大安寺の僧眞義の開基するところなりき。又大安寺の行教の開基に係る東淺井郡の速水寺は大安寺といひ、其名村名となりて今に存せり。而して更に天平十九年の大安寺資財帳を閲すれば、かゝる事態の決して偶然ならざるを悟らん。當時大安寺の莊園は多く近江の諸郡に散在し、水田二百十六町九段六十八歩の中、大和の六十町三段三百歩に對して、近江は實に百五十六町五段百廿八歩を占めたり。其他同寺の莊園の此國に見ゆるもの尙ほ六處あり、栗太郡

蘆浦磐郷いはれには其莊倉一處ありしといふ。こゝに莊倉の置かれしは其湖水に近く運輸の便ありしに依ることいふ迄もなし。觀音寺が其本寺の爲め、是等寺領の管理をなせること斷じてなしといふべからず。

古へ交通の不便なりし時代には、往々大河々畔の寺院に旅人を彼岸に渡すべき船舶を置き、若しくは橋梁を守らしめて佛者が人畜濟度の最善の方便としたりき。所謂橋寺是なり。されば觀音寺の如きも往時既に其船舶を有して湖上の交通に便し旅客の困苦を救ひしこと亦絶えてなしといふべからず。さすれば彼寺領の代官と共に其江州代官、湖水舟奉行たる遠因として考へ得られざるにあらずと雖ども、兩者共何等文獻の徴すべきものなきなり。然るに戰國時代に及び幕府は將軍の代官として觀音寺を毎月、日吉山王に參詣せしめ、蘆浦觀音寺由緒書に、日吉山王御神事船興行仕候事と

あり、當時或は既に此種の祭事に關係せしならんか)殊に坂本往來の公用を命じたりとて諸關の奉行及び志那渡に對する過所を給せり。支那渡は觀音寺に近き湖上の要津なり。更に六角承禎が九月廿三日觀音寺に宛てし書狀を見れば、大津にある甲賀の鶴飼の許に預け置きし杉板を觀音寺に取寄せ、更に其中、二間を手許に送り届けん事を囑せるものあり。これを以て考ふるに、寺は當時其專屬の船舶水夫を有して湖上運輸の事に従ひつゝありしと察せらる。此頃六角氏は近江南半國の守護として、蒲生郡觀音寺城に居り、管内に號令しつゝあり、而して觀音寺は近く支那渡を擁し、東山東海より湖上を航して京都に往復すべき要津に當り居たれば、守護の保護の下に湖上の運輸を掌りつらん。されど當時は其管轄未だ湖上の全面に及ばざりしかと思はる。

永祿の末、信長、義昭を奉じて上洛せしより後

本國と京都との頻繁なる往復に舟運を利用するの便宜は觀音寺の助力に待ちしこと多大なりしやに察せらる。八月二日明智光秀の同寺に宛てし書狀に、三雲への飛脚の急達につきて斡旋を求め、信長出陣の日を告げて其援助を請へるものあり、書中「誠每度御無心之儀ニ候へ共其元無案内之儀候間頼入候云々」といへるが如き、如何に委任の重かりしかを想ふべし。されば信長が近江を平定せし後次第に湖上全部の運輸に關する特權を觀音寺に與ふるに至りし事は極めて有勝の事なりとす。

天正十年六月二日、光秀、信長を弑し、尋で秀吉の爲めに撃殺せらる。其後織田氏の宿將等清洲の會議に於て、信忠の子秀信を奉じて近江三十一萬石を領せしめ、惟任(丹羽)長秀に若狹及び近江高島志賀三郡を領せしむる事となり、長秀は坂本城に居りしが、當時觀音寺も其管下に屬したりしか、十月六日、長秀の同寺に與へし領地方目録に

は蘆浦本知として四百七拾石（天正八年九月十七日の寺領指出目録には參百四拾壹石外に佐甚九代官所分貳百七拾石此内百五拾石扶持分とあり及び志那渡船を進むること見えたり。所謂佐甚九は佐久間甚九郎なり）これに據つて益支那渡に觀音寺所屬の船舶ありしを見るべく、而かもこは在來のものゝを改めて安堵せることなれば、既往に於ても觀音寺の舟奉行たる機關に供せられつゝありしかと思はる。されば秀吉の時には更に此特權を湖上全面に伸張せしめ、これに加ふるに其富源とせる近江の直轄地の代官を命じて、こゝに我寺院史上特殊の一新例を開くことゝなりしものならん。

六

思ふに室町時代殊に所謂戰國時代は社會階級の最も混亂を極めし時代にして、武士と一般庶民（土民）との間に過去の如き身分上の等差を存せざりしのみならず、僧侶と俗人とも亦これと同じく、

前者は政治・法制・經濟・商業等種々なる世間の俗務に關與したりしなり。觀音寺の江州代官たりしは勿論、其湖水舟奉行たりしも亦此時代の産物として見るべく、決して人畜濟度といふが如き宗教的觀念に基因せるものにてはあらざるべし。而かも僧俗の分離を見たりし江戸時代に於て、貞享年間に至る迄も、此法制上の變態たる前代の遺風が依然として繼續せられたりしは、確に一異彩を放てるものと謂はざるべからず。

朝鮮史の葉

（第一回）

文學士 今西

龍

本稿は史學に興味を有し朝鮮史を特別に或程度まで知らんと欲する人の爲に起稿せしものなり。其通俗にして實際に適切ならん事は本篇の主旨なりとす。本篇先づ朝鮮史の大系を成す史籍に就て説明し、次に特殊の事項を調